

# 国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程の適用を受ける改正前年俸制適用職員の基本年俸の決定に関する細則

平成26年12月24日

改正

平成27年 3月26日

平成27年11月25日

令和元年 9月11日

## (総則)

第1条 国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程（以下「年俸制適用職員給与規程」という。）第3条第2項に定める改正前年俸制適用職員にかかる第6条第5項に規定する基本年俸の決定等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

## (基本年俸の構成)

第2条 基本年俸は基本額と業績額から構成され、それぞれを第3条及び第4条の規定により算出した額の合計額と同額又は直近上位の額の年俸制適用職員給与規程別表第2に定める基本年俸額とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、その者の業績等を勘案し基本年俸を上位の額に決定することができる。

## (採用時又は切替時の基本額の決定)

第3条 新たに年俸制を適用する職員として採用となった者（以下「新規採用者」という。）の基本額は、国立大学法人電気通信大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員として採用となった場合における給与決定方法等に準じて得られる職務の級及び号給（新規採用者が55歳以下である場合は、当該号給の数に、教授にあつては4、准教授、講師及び助教にあつては6を加えた数の号給。以下「採用時基礎級号給」という。）を基礎として算出した12か月分の本給、本給の調整額（調整数2の額とする。次条第1項において同じ。）及び地域手当（本給及び本給の調整額の合計額に職員給与規程第16条第2項第1号に規定する支給割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の額の合計額とする。

2 年俸制適用職員となる前日に職員給与規程の適用を受けていた者（以下「年俸制切替者」という。）の基本額は、年俸制給与規程の適用を受けることとなる日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に当該職員に適用されていた職務の級及び号給（年俸制切替者が55歳以下である場合は、当該号給の数に、教授にあつては4、准教授、講師及び助教にあつては6を加えた数の号給。年俸制切替日が1月1日の場合はさらに教授にあつては3、准教授、講師及び助教にあつては4を加えた数の号給。以下「切替時基礎級号給」という。）を基礎として算出した12か月分の本給、本給の調整額（当該年俸制適用職員の職名に応じて別表第1に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。次条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第2項において同じ。）及び地域手当の額の合計額と第5条

に定める所得税等上昇相当額に12を乗じて得た額の合計額とする。

(採用時又は切替時の業績額の決定)

第4条 新規採用者の業績額は、職員給与規程の適用を受ける職員として採用となった場合における採用時基礎級号給、本給の調整額及び地域手当を基礎として算出した期末手当、勤勉手当の額と、第6条に定める年俸制導入促進見合手当の額に12を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、勤勉手当の算出に当たり適用される勤務成績の区分は良好とする。

2 年俸制切替者の業績額は、切替時基礎級号給及び年俸制切替日の前日における本給の調整額及び地域手当を基礎として算出した期末手当、勤勉手当の額と、第6条に定める年俸制導入促進見合手当の額に12を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、勤勉手当の算出に当たり適用される勤務成績の区分は良好とする。

(所得税等上昇相当額)

第5条 所得税等上昇相当額は、年俸制給与適用による年収増に伴う所得税、住民税、共済掛金及び雇用保険料労働者負担分(以下「所得税等」という。)の増減の影響額を考慮し次項により算出した額とする。

2 前項の額は、年俸制切替者が年俸制切替日以降も引き続き職員給与規程の適用を受けたとみなして年俸制切替日から定年退職日又は任期満了退職日までに受けることとなる給与の額及び定年退職又は任期満了により退職した場合に受けることとなる退職手当の額からそれらの額に対する所得税等の額を減じて得た額から当該年俸制切替者が年俸制適用職員給与規程により年俸制切替日から定年退職日又は任期満了退職日までに受けることとなる給与の額と国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員退職手当規程第4条により算出される退職手当の額からそれらの額に対する所得税等の額を減じて得た額を減じて得た額を年俸制切替日より定年退職日又は任期満了退職日までの月数で除して得た額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。当該額が零未満である場合にあっては、零)とする。

3 前項に規定する所得税等の額は切替日に適用される税率、掛金率及び保険料率を用いて算出することとし、その後の税率、掛金率、保険料率の変更、第7条の規定による昇任又は降任、第8条の規定による基本額の改定、第9条の規定による業績額の改定、職員給与規程及び職員退職手当規程の改正に伴う再計算は行わないものとする。

4 第2項に規定する給与の額及び所得税等の額の算出方法は学長が別に定める。

(年俸制導入促進見合手当)

第6条 新規採用者の年俸制導入促進見合手当は、当該新規採用者が職員給与規程の適用を受ける職員として採用され定年退職又は任期満了退職となったと仮定した場合の退職手当の額を、定年退職日又は任期満了退職日までの月数で除して得た額とする。

2 年俸制切替者の年俸制導入促進見合手当は、当該年俸制切替者が年俸制適用職員給与規程の適用を受けることなく定年退職又は任期満了退職となったと仮定した場合の退職手当の額から、年俸制切替日の前日に、当該年俸制適用教職員が自己の都合により退職したと仮定した場合の退職手当の額を減じた額を年俸制切替日から定年退職日又は任期満了退職日までの月数で除して得た額とする

3 前二項に規定する退職手当の額の仮定計算については、以下の条件にて行う。

- 一 定年退職日又は任期満了退職日における退職手当の額の算出において用いる本給の調整額は、新規採用者の場合は調整数2の額とし、年俸制切替者の場合は年俸制切替日の前日に適用されていた調整数による額とする。
- 二 定年退職又は任期満了退職時の職務の級は、採用日、年俸制切替日又は職務の級変更日等における級とし、定年退職又は任期満了退職時の号給は、採用日、年俸制切替日又は職務の級変更日等における号給の数に、毎年1月1日に職種及び同日における年齢に応じて別表第2の加算号給数表に掲げる数（採用日が属する年の翌年の1月1日にあつては、その号給数に相当する数に、採用日から当該1月1日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数に相当する号給数）を昇給させて得た数の号給（当該号給に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 4 年俸制適用職員が昇任又は降任した場合は、当該昇任又は降任の日に職員給与規程の適用を受けた場合の職務の級に変更が生じたと仮定し、改めて、変更日からの年俸制給与規程の適用がなく定年退職又は任期満了退職となったと仮定した退職手当の額と変更前の退職手当の額との差額を、変更日から定年退職予定日又は任期満了退職日までの月数で除した額を加算又は減算する。
- 5 年俸制導入促進見合手当は、職員給与規程、国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程の改正により、これを改定することがある。改定後の額は改定を行った月より適用する。

（昇任及び降任の場合の基本額及び業績額の決定）

第7条 年俸制適用職員が昇任又は降任した場合の基本額は、採用時基礎級号給又は切替時基礎級号給を基礎として、当該年俸制適用職員が年俸制適用職員給与規程の適用を受けることなく職員給与規程の適用を受ける職員として在職し、当該昇任又は降任の日（以下「昇任等日」という。）に昇任又は降任したと仮定した場合の昇任等日における職務の級及び号給（昇任の場合において、その者の号給が、当該昇任の日に新たに年俸制適用職員となったものとして第3条第1項の規定を適用した場合に受けるべき採用時基礎級号給に達しないときは、当該採用時基礎級号給における号給。次項において「昇任等時基礎級号給」という。）を基礎として算出した、12か月分の本給、本給の調整額、地域手当の額の合計額及び第5条に規定する所得税等上昇相当額に12を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 年俸制適用職員が昇任又は降任した際の業績額は、前項に規定する昇任等時基礎級号給による本給、本給の調整額及び地域手当の額を基礎として得られる期末手当及び勤勉手当の額と第6条に規定する年俸制導入促進見合手当に12を乗じて得た額の合計額とする。この場合において勤勉手当の算出に当たり適用される勤務成績の区分は良好とする。

（基本額の改定）

第8条 基本額の改定は、直近過去3回分の業績評価の結果に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定による改定後の基本額は、前項の規定による直近の改定時の改定時基礎級号給の数（当該改定時基礎級号給がない場合にあつては、採用時基礎級号給又は切替時基礎級号給の数（年俸制適用職員として昇任又は降任した者にあつては前条第1項に規

定する昇任等時基礎級号給の数))に、当該年俸制適用職員が年俸制給与規程の適用を受けることなく職員給与規程の適用を受ける職員として在職し、昇給したと仮定した場合における昇給分の号給の数を足した数の号給(この条及び次条において「改定時基礎級号給」という。)を基礎として算出した、12か月分の本給、本給の調整額及び地域手当の合計額と第5条に規定する所得税等上昇相当額に12を乗じて得た額の合計額とする。この場合において昇給させる号給数は職員給与規程の規定にかかわらず別表第3に規定する評価区分に応じた昇給数に定める号給数とする。

3 第1項の規定による基本給の改定時期は、1月1日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、基本額は職員給与規程の改正により、これを改定することがある。改定後の額は改定を行った月より適用する。

(業績評価に基づく業績額の決定及び基本額が改定された場合の業績額の決定)

第9条 業績評価に基づく業績額は、毎年1月1日に業績評価の結果に基づき決定するものとし、その額は、第4条、第7条又は次項により算出された業績額に別表第4に定める評価区分に応じた反映割合を乗じて得た額とする。

2 前条により基本額が改定された場合の業績額は、前条第2項に規定する改定時基礎級号給による本給、本給の調整額及び地域手当を基礎として得られる期末手当及び勤勉手当の額と第6条に規定する年俸制導入促進見合手当の額に12を乗じて得た額の合計額に直近の業績評価の結果に基づき決定された別表第4に定める評価区分に応じた反映割合を乗じて得た額とする。この場合において勤勉手当の算出に当たり適用される勤務成績の区分は良好とする。

3 前二項の規定にかかわらず、業績額は職員給与規程の改正により、これを改定することがある。改定後の額は改定を行った月より適用する。

(この細則により難しい場合の措置)

第10条 特別の事情によりこの細則の規定によることができないとき、又はこの細則の規定によることが著しく不相当であると認められるときは、別段の取り扱いをすることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成27年1月1日から施行する。

(特定職員についての特例)

2 当分の間、職員(年俸制適用職員のうち、給与規程が適用される職員であったと仮定した場合に教育研究職員給表5級以上である者であってその号給が当該級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する基本額及び業績額の算定に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給 当該特定職員の本給に100分の1.5を乗じて得た額。

二 地域手当 当該特定職員の本給に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じ

て得た額。

三 期末手当 当該特定職員の期末手当に100分の1.5を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該特定職員の勤勉手当に100分の1.5を乗じて得た額

(本給の差額支給を受ける職員の取り扱い)

- 3 年俸制切替者の切替時基礎級号給又は改定時基礎級号給の本給月額が平成18年3月31日において受けていた本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる場合には、本給月額にその差額に相当する額(特定職員にあつては55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を加算した額を本給月額とする。

- 一 適用される本給表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号給
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

- 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(平成27年1月1日切替者の特例)

- 4 平成27年1月1日付けで年俸制適用職員となる者について第3条第2項の規定中「教授にあつては3、准教授、講師及び助教にあつては4」とあるのは「教授にあつては2、准教授、講師及び助教にあつては3」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。  
(特定職員についての特例)
- 2 本細則(平成27年1月1日施行)附則第2項中、「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。ただし同附則第3項が適用されている職員を除く。  
(本給の差額支給を受ける職員の取り扱い)
- 3 平成27年4月1日以降の年俸制切替者の切替時基礎級号給又は改定時基礎級号給の本給月額が平成27年3月31日において受けていた本給月額に達しないこととなる場合及び平成27年4月1日以降の新規採用者について年俸制切替者との権衡上必要があると認められる場合は、職員給与規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項および平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則を準用する。

附 則

この細則は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<支給額>

職名	調整基本額
助教	10,500円
講師	11,900円
准教授	12,700円
教授	15,000円

<適用区分表>

職員	調整数
・大学院の学生を指導する助教	1
・大学院担当教員	2
・大学院担当教員のうち、4人以上の大学院博士後期課程の学生に対して主任指導を行っている者	3

別表第2（第6条第3項第2号関係）

加算号給数表

職名	55歳以下	55歳超
教授	4.4	0.5
准教授及び講師	4.6	0.3
助教	4.5	0.25

別表第3（第8条第2項関係）

評価区分	昇給数	昇給数（55歳以上）
SS	10	4
S	8	3
A	6	2
B	4 (教授の場合は3)	1
C	2	0
D	0	0

別表第4（第9条第1項関係）

評価区分	反映割合
SS	115%
S	110%
A	105%
B	100%
C	95%
D	90%